

2025年7月30日

au アセットマネジメント株式会社

## 「auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (円コース/香港ドルコース)」提供開始

au アセットマネジメント株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：森田 康裕、以下 au アセットマネジメント）は、2025年8月22日に追加型投資信託「auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド（円コース/香港ドルコース）」（以下 当ファンド）の設定・運用を開始することをお知らせします。

また、当ファンドは2025年8月15日より、株式会社 SBI 証券（本社：東京都港区、代表取締役社長：高村 正人）、楽天証券株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：楠 雄治）にて募集が開始※されます。

※ 募集取扱期間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社にご確認ください。



当ファンドはレバレッジを活用し、ハンセン指数先物を買建てることにより信託財産の成長を目指すファンドです。ハンセン指数は、テクノロジー、電気自動車、インフラ、消費関連など成長性の高い分野のトップランナーが多く採用されている他、世界第2位の経済大国である中国の安定した経済成長も享受しやすい投資対象です。為替については為替変動リスクを低減する円コースと、為替変動の影響を受ける香港ドルコースを用意しました。

今後も、au アセットマネジメントはシンプルでわかりやすい低コストファンドから、TOP クオリティの運用ノウハウが詰まったアクティブクオンツファンドまで、真にお客さまのためとなるファンドを開発し、提供してまいります。

以上

【会社概要】

会社名 : au アセットマネジメント株式会社  
所在地 : 東京都千代田区西神田三丁目2番1号 千代田ファーストビル南館4階  
代表者名 : 代表取締役社長 森田 康裕  
株主構成 : au フィナンシャルホールディングス株式会社 66.6%  
株式会社大和証券グループ本社 33.4%  
事業内容 : 投資運用業  
投資助言・代理業  
第二種金融商品取引業  
金融商品仲介業  
確定拠出年金運営管理業  
登録番号 : 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3062号  
金融商品仲介業者 関東財務局長（金仲）第872号  
確定拠出年金運営管理機関登録番号792  
加入協会 : 一般社団法人 投資信託協会  
一般社団法人 日本投資顧問業協会

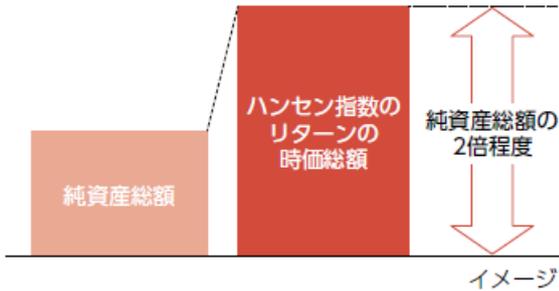
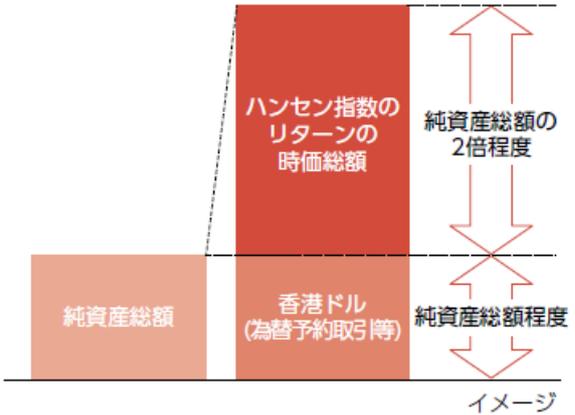
# 「auAM レバレッジ・ハンセン中国ファンド（円コース/香港ドルコース）」について

## ファンドの目的

■ auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド（円コース）  
 auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買建するとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンを獲得を目指します。

■ auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド（香港ドルコース）  
 マザーファンドの受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の2倍程度のハンセン指数先物を買建するとともに、為替予約取引等により純資産総額程度の香港ドルを保有します。これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンと、純資産総額程度の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。

## ファンドの特色

auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (円コース)	auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (香港ドルコース)
純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。	純資産総額の2倍程度のハンセン指数のリターンと、純資産総額程度の香港ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。
	

- ※ マザーファンドの概要は、「マザーファンドの概要」をご覧ください。
- ※ 上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

（注）追加設定、解約がある場合、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中にハンセン指数のリターンを買建てもしくは転売するものとします。この結果、ハンセン指数のリターンの買建玉の時価総額は、上記のようにならないことがあります。

- \* 利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。主として、ハンセン指数先物を対象とした先物取引を利用する予定です。  
 売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の先物取引を利用することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行われないことがあります。

## マザーファンドの概要

ファンド名	auAM レバレッジ・ハンセン・中国マザーファンド
主要投資対象	株価指数先物取引、国内の債券、外国為替取引
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主として国内の債券に投資するとともに、株価指数先物取引を買い建てます。</li> <li>②株価指数先物取引の買い建玉の時価総額が、原則として純資産総額の2倍程度となるように調整するとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産の2倍程度のハンセン指数のリターンの獲得を目指します。</li> <li>③デリバティブ取引の活用はヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>

※マザーファンドの主な投資制限等の詳細については、請求目論見書または約款に記載しております。

## 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- **基準価額の主な変動要因** ※変動要因は下記に限定されるものではありません。
  - 株価指数先物取引の利用に伴うリスク
  - 価格変動リスク・信用リスク
  - 為替変動リスク
  - カントリー・リスク
  - その他（解約申込みに伴うリスク等）
  - 当ファンドの戦略に関するリスク
- **その他の留意点**
  - 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
  - 流動性リスクに関する事項  
 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
 これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付

が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- 当ファンドは、マザーファンドを通じてレバレッジ運用を行うにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。需給要因等によって、さらにコストが拡大することもあります。
- この商品は、レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。最も適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層（40代以下）およびシニア層（50代、60代、70代）で、余裕資金がある方を想定しています。

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	①当初申込期間 1万円(1万口当たり) ②継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	①当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) ②継続申込期間 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	①当初申込期間 2025年8月15日～2025年8月21日まで ②継続申込期間 2025年8月22日～2026年11月20日まで 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込受付中止日	①香港取引所の休業日 ②「委託者の休業日かつ香港取引所が休業日でない日」の前営業日 ③①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来す恐れがあるとして委託者が定める日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に該当する場合には、auアセットマネジメントの判断で、購入、換金の受け付けを中止または取消しにすることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行われなるときもしくは停止されたとき。</li> <li>・先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。</li> </ul> </li> <li>●金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入、換金の申込みを取消しすることがあります。</li> </ul>
信託期間	無期限(2025年8月22日設定)
繰上償還	委託会社は、ハンセン指数が改廃された場合には、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合</li> <li>●信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>●やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
決算日	毎年8月21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.kddi-am.com/">https://www.kddi-am.com/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、委託会社のホームページに掲載しております。交付運用報告書、運用報告書(全体版)は、原則、電磁的方法により提供いたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別に定める率 くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の 提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	-
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.4334%(税抜0.394%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に 対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用 は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日 (休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信 託終了のときに信託財産から支払われます。
運用管理費用の配分(税抜) <sup>(注)</sup>		
委託会社	0.2332% (税抜0.212%)	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準 価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社	0.1782% (税抜0.162%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	0.022% (税抜0.02%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。		
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管 する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。		

### 当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、au アセットマネジメント株式会社が作成したプレスリリースであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ファンドの取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中に示された情報等は、作成日時点のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンド名称の auAM は、au アセットマネジメントの略称です。

ハンセン指数は、ハンセン・データ・サービシズ・リミテッド (Hang Seng Data Services Limited : 以下“HSDS”) からのライセンスに基づき、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッド (Hang Seng Indexes Company Limited : 以下“HSIL”) が公表・算出しています。ハンセン指数の名称および標章は、HSDS の所有物です。HSIL および HSDS は、au アセットマネジメント株式会社が、auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (香港ドルコース) / auAM レバレッジ・ハンセン・中国ファンド (円コース) (以下“当ファンド”) に関連して、ハンセン指数を使用および参照することを許諾しています。ただし、HSIL および HSDS は、ハンセン指数やその算出方法、および関連情報の正確性または完全性、ハンセン指数またはその構成銘柄またはデータ等の特定目的への適合性および適切性、いかなる目的のためであれ、ハンセン指数またはその構成銘柄またはデータの使用により得られる結果について、いかなる保証も表明も行いません。またこれらに関して、いかなる黙示的な保証も認められません。

ハンセン指数の算出方法、その関連する算出式、構成銘柄、ファクター等は、HSIL が事前の通知なく変更または修正する場合があります。適用法令の許容する限りにおいて、HSIL および HSDS は、au アセットマネジメント株式会社が当ファンドに関連して、ハンセン指数を使用または参照すること、HSIL によるハンセン指数の算出に関する不正確性、記載漏れ、不完全性、ハンセン指数の算出に使用される第三者提供情報の不正確性、記載漏れ、不完全性、これらに起因して当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者が直接的または間接的に被る経済的その他の損失について、一切の責任を負いません。また、当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者は、これらに関連して HSIL および HSDS に対して、いかなる請求、訴訟または法的手続きも提起することはできません。したがって、当ファンドの販売会社、投資家、その他関係者は、本ディスクレマーを十分理解した上で当ファンドを取り扱い、HSIL および HSDS に一切依拠してはなりません。なお本ディスクレマーは、いかなる販売会社、投資家、その他関係者との契約または準契約関係を生じさせるものではなく、そのように解釈されることもありません。